

2011年7月21日
みずほコーポレート銀行(中国)有限公司
中国アドバイザー一部

—財政部、国家税務総局公告関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス
(第181号)

財政部、国家税務総局
クロスボーダー設備リースの古い契約に関する通達
～営業税免税政策を継続実行へ～

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

財政部、国家税務総局は、2011年6月10日付で『クロスボーダー設備リース契約の過渡的営業税免税政策の継続実行に関する通達』(財税[2011]48号、以下、『48号通達』という)を公布し、2008年12月31日までに締結され、執行が完了していない国外(境外)から国内(境内)に向けた設備リース契約(以下、「クロスボーダー設備リースの古い契約」という)に関して、2010年1月1日以降に取得する収入に対する営業税についても引き続き免税とする旨を規定しました。

2009年1月1日に新たに施行された『営業税暫定施行条例』(国务院令第540号)では、国内・国外行為の判定などについて改定され、例えばこれまで営業税が課税されなかった行為が課税対象となるなど、営業税の納付について大きな変更が生じました。そこで、財政部、国家税務総局は、当該『営業税暫定施行条例』(国务院令第540号)を順調に実施するため、2009年8月25日付で『年度を跨ぐ古い契約について営業税過渡政策を実行することに関する通達』(財税[2009]112号)を公布し、2008年12月31日までに締結し、同日までに執行が完了していない契約について、2009年12月31日までは改定前の『営業税暫定施行条例』(国务院令第136号)を適用する過渡政策を規定しましたが、2009年12月31日を過ぎても執行が完了していない大型契約については、その過渡政策を完全に享受することができませんでした。

今回公布された『48号通達』では、2008年12月31日までに締結され、いまだに執行が完了していない国外(境外)から国内(境内)に向けたクロスボーダー設備リース契約について、2010年1月1日から契約満期日までに取得する収入に対する営業税についても引き続き免税とすると規定されています。『48号通達』の詳細については、以下の通りです。

1. 「クロスボーダー設備リースの古い契約」の定義

「クロスボーダー設備リースの古い契約」とは、以下のすべての条件に合致する契約を指します。

【「クロスボーダー設備リースの古い契約」の条件】

- 2008年12月31日以前(同日含む)に書面形式で締結され、かつリース期限が365日を越えること。
- 契約対象物が、飛行機、船舶、飛行機エンジン、大型発電設備、機械設備、大型環境保護設備、大型建築施工機械、大型石油化学工業プラント、コンテナおよびその他の設備で、かつ契約で約定された年平均リース料が50万人民元を下回らないこと。
- 契約対象物、リース期限、リース料の条項に変更がないこと。
- 2009年12月31日以前(同日含む)に国内(境内)の借主が(もしくはその国外(境外)所属会社を通じて)契約で約定された金額に基づき、すでに金融機構を通じて国外(境外)の貸主に外貨でリース料(保証金もしくはデポジットを含む)を支払っていること。

2. 国内(境内)の借主の届出手続

国内(境内)の借主は、**2011年9月30日までに**、以下の資料を持って主管税務機関で届出手続をする必要があります。

【提出資料】

- クロスボーダー設備リースの古い契約
- 支払済みのリース料の支払証憑と貸主の相応する領収書(もしくは計算書)の原本およびコピー
- 主管税務機関が要求するその他の資料

3. 2010年1月1日から公布日までに納付した営業税の相殺、還付

2010年1月1日から『48号通達』公布日までに、免税されるべき営業税を納付もしくは過払いした場合、その後納付すべき営業税税額から相殺して減額することができ、2011年度末までに相殺し終わらない部分については、税金が還付されます。

関連手続に関しましては、当局の見解をさらに確認していく必要があります。今後、追加の関連情報を入手次第、随時ご案内させていただきます。

『48号通達』の詳細につきましては、以下にございます日本語仮訳、および5ページにございます中国語原文をご参照ください。

財政部 国家稅務總局

財稅[2011]48号

『クロスボーダー設備リース契約の過渡的營業稅免稅政策の繼續実行に関する通達』

各省、自治区、直轄市、計画単列市財政庁(局)、地方稅務局、北京、チベット、寧夏、青海省(自治区、直轄市)国家稅務局、新疆生産建設兵団財務局:

國務院の批准を経て、ここに2008年12月31日以前に締結され、かつこれまでになお執行が完了していない国外(境外)から国内(境内)に向けたリース設備契約(以下、クロスボーダー設備リースの古い契約と略称する)に係る營業稅政策について以下の通り通知する。

1. 2010年1月1日から契約満期日まで、国外(境外)の単位もしくは個人がクロスボーダー設備リースの古い契約(ファイナンスリースおよびオペレーティングリースの古い契約を含む)を執行し取得する収入に対して、引き続き營業稅免稅の過渡的政策を実行する。
2. クロスボーダー設備リースの古い契約とは、同時に以下の条件に合致する契約を指す。
 - (1) 2008年12月31日以前(同日含む)に書面形式で締結され、かつリース期限が365日を越えること。
 - (2) 契約対象物が、飛行機、船舶、飛行機エンジン、大型発電設備、機械設備、大型環境保護設備、大型建築施工機械、大型石油化学工業プラント、コンテナおよびその他の設備で、かつ契約で約定された年平均リース料が50万人民元を下回らないこと。
 - (3) 契約対象物、リース期限、リース料の条項に変更がないこと。
契約対象物、リース期限、リース料の条項に変更がないが、貸主に変更が生じた場合、本通達でいうクロスボーダー設備リースの古い契約に属するものとする。
 - (4) 2009年12月31日以前(同日含む)に国内(境内)の借主が(もしくはその国外(境外)所属会社を通じて)契約で約定された金額に基づき、すでに金融機構を通じて国外(境外)の貸主に外貨でリース料(保証金もしくはデポジットを含む、以下同様)を支払っていること。
3. 国内(境内)の借主は、2011年9月30日までにクロスボーダー設備リースの古い契約、支払済みのリース料の支払証憑および貸主の相応する領収書(もしくは計算書)の原本およびコピー、および主管稅務機関が要求するその他の資料を持って、主管稅務機関で届出手続をしなければならない。

4. 2010年1月1日から公布日までに納税人がすでに納付、過払い、もしくは源泉徴収義務者がすでに源泉徴収、過大に源泉徴収した上述の免税されるべき営業税税額は、その後の納付もしくは源泉徴収すべき営業税税額から相殺して減額することができ、2011年度末までに相殺し終わらない部分については税金を還付するものとする。

財政部 国家税務総局

2011年6月10日

【 解説・日本語仮訳 : みずほコーポレート銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー一部 山口江梨 】

财政部 国家税务总局
财税[2011]48号
关于跨境设备租赁合同继续实行过渡性营业税免税政策的通知

各省、自治区、直辖市、计划单列市财政厅（局）、地方税务局，北京、西藏、宁夏、青海省（自治区、直辖市）国家税务局，新疆生产建设兵团财务局：

经国务院批准，现对2008年12月31日前签订的并在此前尚未执行完毕的境外向境内出租设备合同（以下简称跨境设备租赁老合同）有关营业税政策通知如下：

- 一、自2010年1月1日起至合同到期日，对境外单位或个人执行跨境设备租赁老合同（包括融资租赁和经营性租赁老合同）取得的收入，继续实行免征营业税的过渡政策。
- 二、跨境设备租赁老合同是指同时符合以下条件的合同：
 - （一）2008年12月31日前（含）以书面形式订立，且租赁期限超过365天；
 - （二）合同标的物为飞机、船舶、飞机发动机、大型发电设备、机械设备、大型环保设备、大型建筑施工机械、大型石油化工成套设备、集装箱及其他设备，且合同约定的年均租赁费不低于50万元人民币；
 - （三）合同标的物、租赁期限、租金条款不发生变更；
合同标的物、租赁期限、租金条款未变更而出租人发生变更的，仍属于本通知所称跨境设备租赁老合同。
 - （四）2009年12月31日前（含）境内承租人（或通过其境外所属公司）按合同约定的金额已通过金融机构向境外出租人以外汇形式支付了租金（包括保证金或押金，下同）。
- 三、境内承租方应于2011年9月30日前持跨境设备租赁老合同、已付租金的付款凭证及出租方相应的发票（或账单）的原件和复印件，以及主管税务机关要求的其他材料到主管税务机关办理备案手续。
- 四、自2010年1月1日至发文之日，纳税人已缴、多缴或扣缴义务人已扣缴、多扣缴的上述应予免征的营业税税款，允许其从以后应缴或应扣缴的营业税税款中抵减，2011年年底前抵减不完的予以退税。

财政部 国家税务总局

二〇一一年六月十日

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言:**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持:**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権:**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責:**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。